

各 位

本店所在地 東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号  
 会 社 名 株式会社アイレップ  
 代表者名 代表取締役社長 紺野 俊介  
 ( J A S D A Q ・ コード 2132 )  
 問合せ先 取締役管理本部長 永井 敦  
 電話番号 03-3596-8700 (代)

## 支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項は、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(平成 25 年 9 月 30 日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
株式会社博報堂DY ホールディングス	親会社	—	59.11	59.11	株式会社東京証券取引所 市場第一部
デジタル・アドバイジ ング・コンソーシアム 株式会社	親会社	54.46	—	54.46	株式会社東京証券取引所 JASDAQ市場

(注) 親会社等の議決権所有割合は、平成 25 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数 13,860,000 株から自己株式数 158,000 株を控除した数に係る議決権の数 (13,702,000 個) に基づき計算しております。なお、当社は、平成 25 年 10 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合での株式分割を実施しておりますが、当該株式分割による親会社等の議決権所有割合に変動はございません。

#### 2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及びその理由

名称	理由
デジタル・アドバイジング・ コンソーシアム株式会社	当社議決権の 54.46%を直接保有されていることその他、当社と取引関係を有し、同社の取締役が当社役員を兼務しているため

#### 3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

当社は、当社の議決権の 54.46%を直接所有するデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社 (以下「DAC社」という。) 及び当社の議決権の 59.11%を間接所有する株式会社博報堂DYホールディングスの連結子会社に該当いたします。DAC社とはインターネット広告取引等があります。

一定の独立性については、DAC社との平成22年10月27日付の契約において資本業務提携契約を締結しておりますが、その契約において、両社のブランドと事業領域、営業活動の独自性を保ち独立性を維持しつつ、健全な競争環境下において、DAC社グループのもつ顧客、経営基盤等を当社がDAC社グループの一員としての立場で活用する旨定めております。加えて当社の主たるサービスは、リスティング広告を代表とする運用型

広告及びその周辺のソリューション等、デジタルマーケティング領域におけるものであり、メディアレップ事業を中心としたDAC社や総合広告代理店事業の持株会社である株式会社博報堂DYホールディングスとは異なった事業領域にあるため、当社の事業活動において独立性を確保しております。

(役員・取締役の兼務状況)

(平成 25 年 9 月 30 日)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
社外取締役	矢嶋 弘毅	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 代表取締役社長執行役員	コーポレートガバナンス強化及び事業の連携強化ならびに事業シナジー創出のため
同上	島田 雅也	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 取締役執行役員営業統括	同上
同上	三神 正樹	株式会社博報堂 執行役員エンゲージメントビジネスユニット長 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ 執行役員 i メディアビジネス担当 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 取締役	同上
社外監査役	寺井 久春	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 取締役執行役員リスク管理担当	同上

(注) 当社の取締役7名のうち3名、監査役4名のうち1名が、DAC社および株式会社博報堂DYホールディングスの連結子会社であります株式会社博報堂DYメディアパートナーズとの兼任であります。

(出向者の受入状況)

DAC社から4名の出向者を受け入れております。内訳は、アフィリエイトコンサルティング本部に1名、コミュニケーション本部に1名、管理本部に2名、それぞれ部門の体制を強化するため、当社から依頼しております。

#### 4. 支配株主等との取引に関する事項

有価証券報告書（平成 25 年 12 月 24 日提出）記載の「関連当事者との取引」をご参照ください。

#### 5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

親会社との取引条件は、独立当事者間取引を前提に、客観的な見積書・提案書等の作成をもって個別協議を行うことで決定し、公正かつ適正な取引関係を維持しております。

以 上